業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
14-14.25	固定衛星（地球から宇宙）5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 無線航行　5.504 移動衛星（地球から宇宙）5.504B 5.504C 5.506A 宇宙研究 5.504A　5.505	
14.25-14.3	固定衛星（地球から宇宙）5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 無線航行　5.504 移動衛星（地球から宇宙）5.504B 5.506A 5.508A 宇宙研究 5.504A 5.505 5.508	
14.3-14.4 固定 固定衛星（地球から宇宙） 5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動（航空移動を除く。） 移動衛星（地球から宇宙） 5.504B 5.506A 5.509A 無線航行衛星 5.504A	14.3-14.4 固定衛星（地球から宇宙） 5.457A 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動衛星（地球から宇宙） 5.506A 無線航行衛星 5.504A	14.3-14.4 固定 固定衛星（地球から宇宙） 5.457A 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動（航空移動を除く。） 移動衛星（地球から宇宙） 5.504B 5.506A 5.509A 無線航行衛星 5.504A
14.4-14.47	固定 固定衛星（地球から宇宙）5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動（航空移動を除く。） 移動衛星（地球から宇宙）　5.504B 5.506A 5.509A 宇宙研究 5.504A	
…		
14.5-14.75	固定 固定衛星（地球から宇宙）5.509B 5.509C 5.509D 5.509E 5.509F 5.510 移動 宇宙研究 5.509G	
14.75-14.8 固定 固定衛星（地球から宇宙）　5.510 移動 宇宙研究 5.509G		14.75-14.8 固定 固定衛星（地球から宇宙） 5.509B 5.509C 5.509D 5.509E 5.509F 5.510 移動 宇宙研究 5.509G
…		

改　5.504B　14-14.5GHzの周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリア、英国及び南アフリカ共和国の領域に位置する14.47-14.5GHzの周波数帯において観測を行ういかなる電波天文局に対しても、ITU-R勧告M.1643-0第１附属書C部の規定に従わなければならない。

改　5.504C　14-14.25GHzの周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、コートジボワール、エジプト、ギニア、インド、イラン、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R勧告M.1643-0の第１附属書B部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が第5.29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

改　5.505　付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、チャド、ベトナム及びイエメンでは、14-14.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

改　5.506B　固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス及びマルタからの事前同意の必要なしに、決議第902(WRC-03)に掲げるこれらの国からの最小距離内において、14-14.5GHzの周波数帯で運用できる。

改　5.508A　14.25-14.3GHzの周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国及びチュニジアの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R勧告M.1643-0の第１附属書B部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が第5.29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

改　5.509A　14.3-14.5GHzの周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、カメルーン、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国、スリランカ、チュニジア及びベトナムの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R勧告M.1643-0の第１附属書B部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が第5.29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

追　5.509B　放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務（地球から宇宙）による、決議第163(WRC-15)に掲げる国における14.5-14.75GHzの周波数帯の使用及び決議第164(WRC-15)に掲げる国における14.5-14.8GHzの周波数帯の使用は、静止衛星に限る。

追　5.509C　放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務（地球から宇宙）による、決議第163(WRC-15)に掲げる国における14.5-14.75GHzの周波数帯の使用及び決議第164(WRC-15)に掲げる国における14.5-14.8GHzの周波数帯の使用においては、固定衛星業務の地球局の最小空中線口径は6mであり、かつ、空中線入力での最大スペクトル電力密度は-44.5dBW/Hzでなければならない。地球局は、陸上の既知の場所にあることを通告されなければならない。

追　5.509D　決議第163(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.75GHzの周波数帯及び決議第164(WRC-15)に掲